

本書発行後、表記の間違ひが見つかりました。以下のように訂正いたします。

■18 頁 8 行目

(訂正前) 所有権保存登記

(訂正後) 所有権移転登記

■23 頁左から 2 行目

(訂正前) 不動産制度

(訂正後) 不動産登記制度

■34 頁 9 行目

(訂正前) 分筆した場合に従後の土地は「一番」と「一番一」になります

(訂正後) 分筆した場合に従後の土地は「一番一」と「一番二」になります

■40 頁左から 4 行目

(訂正前) (民事執行法一七三条参照)

(訂正後) (民事執行法一七四条参照)

■88 頁 7 行

(訂正前) (同法三九八条の一〇第三項、ただし同五項、同法三九八条の九第四項)

(訂正後) (同法三九八条の一〇第三項、同法三九八条の九第三項)

■95 頁 11 行目

(訂正前) A を名義人とする根抵当権設定登記

(訂正後) X を名義人とする根抵当権設定登記

■107 頁 6 行

(訂正前) (同条四項)

(訂正後) (同条一項一号)

■111 頁 5 行目

(訂正前) 実態として受益者は

(訂正後) 実態として受託者は

■217 頁 4～10 行目

(訂正前)

これらのうち電子申請は……提出されます。

(訂正後)

しかし、それも私が盗難の被害に気づき、迅速に登記所に連絡した場合に限られる話です。むしろ、所有権移転登記のような大切な登記の申請を受理するにあたっては、そのような特別の申出などなくても、印鑑とか登記識別情報という〈物〉ではなくして、〈人〉が申請人に会って確認することを原則とするべきではないでしょうか。そのような方向をめざし、申請人の本人性と登記申請意思の確認の制度を仕組むことができるか、ということが、今後の制度改革の一つの論点とされなければなりません。